

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 福島県議会定例会を招集する件 二四〇
- 道路の区域を変更する件 二四〇
- 道路の供用を開始する件二件 二四二
- 公告
○ 随意契約の相手方を決定した件 二四三
- 福島県教育委員会教育長 二四三
- 公金の収納の事務を委託した件 二四四

告 示

福島県告示第四百四十五号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を令和三年六月二十二日福島市に招集する。
 令和三年六月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （総 務 課）

福島県告示第四百四十六号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和三年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和三年六月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

変更前 敷地の幅員 延長

路線名	区 間	変更後の別	(メートル)	変更後の別	(メートル)
一般国道 一一八号	南会津郡下郷町大字高 隣字下居平二四番地先 から 同 郡同 町大字高 隣字下居平三八番地先 まで	変更前	一四・九 二六・五	変更後	二五九・〇
			一五・二 三三・〇		二五九・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百四十七号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和三年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和三年六月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一八号	南会津郡下郷町大字高隣字下居平 二四番地先から 同 郡同 町大字高隣字下居平 三八番地先まで	令和三年六月八日

(道路計画課)

福島県告示第四百四十八号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和三年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和三年六月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道荒井郡山線	郡山市富久山町久保田字三御堂九 六番二地先から	令和三年六月一日

公 告

同 市富久山町久保田字水神山一
三番一地先まで

(道路計画課)

公告第117号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年6月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
86,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(災害対策課)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和三年六月八日

福島県立美術館長 長 根 由 里 子

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県立美術館観覧料及び図録等売払代金収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 株式会社東北装美
 - 2 所在地 福島県郡山市並木三丁目五番地の三
- 三 収納の事務を委託する期間
令和三年五月十九日から令和四年三月三十一日まで

（総務課）